

平成25年度 園児を募集します

杉の子幼稚園



杉の子幼稚園では、自然の中で多くの経験をしながら、たくましい体を、考える力を、そして豊かな心、思いやりの心を育てたいと思っています。保育時間内の活動では、情操教育として、絵画、オルガン・リトミック、たくましい体にと体操を、それぞれ専門の講師を招いています。さらに楽しい英会話や年長児には剣道、日舞、琴などで、子どもたちの可能性を引き出すように努めています。

9月27日(木)から申込開始

予定人員になり次第締め切ります。

【受付時間】

- 月曜～金曜日
午前10時～午後4時
- 第2、第4土曜日
午前10時～正午

【申込場所】 杉の子幼稚園

【申込方法】 入園申込書を記入の上、入園希望児同伴でおいでください。

【募集対象】

- 満3歳児(平成25年4月2日以降満3歳になる子)、3歳児、4歳児

【就園時間(通園バス有)】

- 平日
午前7時40分～午後6時

【延長保育(経費無料)】

- 月曜～金曜日
午前7時40分～8時40分
午後2時20分～6時

【自由登園日】

- 第2、第4土曜日
午前8時30分～正午

【つくしんぼの会(経費無料!)】

- 未満児と保護者の会
第2、第4土曜日
午前10時～午前11時

【二時お預かり】

2～5歳までのお子さんを対象に、一時お預かりをします。

●利用日 月曜～金曜日

休園日は利用できません。

- 時間 午前9時～午後4時
- 費用 1時間300円

●昼食 お昼の時間にかかる時は、おかず入りお弁当を持参してください。

●予約 前日までに必ずお電話ください(行事のため休園の場合もあります。急用の場合は当日予約可)。

経費

- 入園料 15,000円
- ※第2子同時入園の場合 7,500円

●毎月の費用

保育料	教材費	給食費	育成費	合計
17,600円	3,580円	3,400円	600円	25,180円

絵画、オルガン・リトミック、体操、英語、剣道、日舞の経費は徴収いたしません。

※2子同時在園の場合、第1子の保育料が月額一万円差し引かれます。

※バス通園の方は、維持費として2,320円(月額)がかかります。

【就園奨励費】

町民税の額に応じ、就園奨励費が年1回支給されます。



問い合わせ先

杉の子幼稚園(32)4640
(申込書、経費などの説明書をお渡ししますので、来園またはお電話ください)

一日の流れ

- 7:40～8:40 延長保育(無料)
- 8:40 登園、自由遊び
- 10:00 一斉活動
合唱、お絵かき
リズム遊び、体操
オルガン・リトミック
英語で遊ぼうなど
- 11:30 昼食(月～金)
副食給食
(主食のみ持参)
- 13:00 一斉活動
- 14:15 降園 バス1スタート
- 14:20～バス2、歩き降園準備
- 14:20～18:00 延長保育(無料)

住民自らが創意工夫し企画したまちづくり事業を支援

「御代田町まちづくり事業支援金」 平成24年度事業(後期分)を募集します

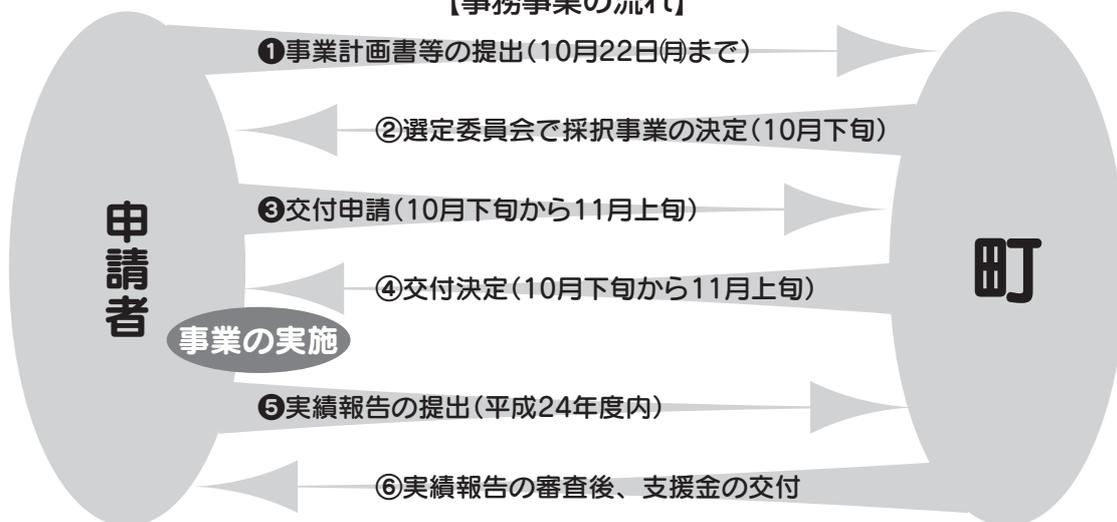
「御代田町まちづくり事業支援金」は、区やボランティア団体など公共的な活動を行っている団体の皆さまが、自ら創意工夫し企画したまちづくり事業を応援する制度です。

公共性や独創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援します。平成24年度事業(後期分)について、次のとおり募集します。ぜひご活用ください。

- 対象団体 町内に住所を有する5人以上で構成する団体
- 対象事業 次の要件を備えた事業が対象です。
 - 不特定多数の者の利益に繋がる事業(公共性)
 - 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
 - 独自の発想や新たな展開が期待できる事業(独創性)
 - 波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)
 - 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業(実現性・継続性)
 - 他の補助を受けていない事業また、平成24年度中に事業が完了することが必要です。
(例)地域の子育てを支援する活動、講師を招いての講演会
インストラクターによる講習会、エコ活動など
- 対象外事業 他の補助を受けている事業や継続的に行っている定着したイベント・行事、政治・営利・宗教・反社会的活動を目的とする事業などは対象となりません。
- 支援金額 補助対象経費(※)の1/2(上限20万円)
- 募集締切 10月22日(月)必着
- 応募方法 必要書類(まちづくり事業計画書等)を企画財政課企画係へ提出してください。様式などは、町ホームページからダウンロードできるほか、企画財政課企画係にも用意してあります。
- 決定 10月下旬に開催予定の選定委員会で審査を行い採択事業を決定します。

※事業実施に必要と認められる経費。構成員への人件費、先進地視察旅費、食料費、備品費など対象とならない経費もありますのでご注意ください。

【事務事業の流れ】



詳細の確認・相談は、企画財政課企画係までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 企画財政課企画係(内線52・54)